（平成23年5月24日）見積書提出依頼

件　　名	那覇港（那覇ふ頭地区）道路（空港線）維持管理計測機能追加工事
数　量　等	別紙のとおり
工　　期	契約締結の翌日から平成23年8月31日までとする
報告書の納入場所	那覇港湾・空港整備事務所
見積書提出期限	平成23年5月31日　13時30分
担　　当	沖縄総合事務局　那覇港湾・空港整備事務所　品質管理課 契約審査係　松川 TEL　098－867－3710　　内線239 FAX　098－860－8453
	1　消費税込（※端数切り捨て）の額で提出してください。 2　見積書の件名を上記の件名と合わせて下さい。 3　宛名は「分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長　酒井　洋一」とご記入ください。 4　見積書のフォームは、指定ございませんので、御社の見積書フォームでご提出願います。 5　日付欄には、見積書の提出日をご記入下さい。 6　見積書には代表者の記名・押印をお願いします。（社印のみは無効とします） 7　落札結果は、提出期限日に、落札者へのみ電話にてお知らせ致します。 8　支払いは引渡後、適法な請求書を受理してから30日以内に行います。 9　仕様書等に関しての質問等については、上記担当者にお願い致します。

「那覇港（那覇ふ頭地区）道路（空港線）維持管理計測機能追加工事」特記仕様書

（１）工事概要

本工事は、那覇港（那覇ふ頭地区）道路（空港線）沈埋トンネル内に構築された「維持管理計測システム」のうち、空港側立坑　制御室内に設置された動的記録装置に遠隔監視機能を追加するものである。また、本機能は、管理事務所にて使用する。（別紙−１　ブロック図参照）

（２）工　期

契約締結日の翌日から平成２３年８月３１日までとする。

なお、工期は日曜日、祝日及び全土曜日を休日として設定している。

（３）工事内容

１）機能追加費

①維持管理システム遠隔監視機能追加

「維持管理計測システム」では、動的記録装置に蓄積されたデータを画面に表示している。その表示画面を管理事務所にて遠隔監視を行えるよう機能を追加する。

・空港側立坑　制御室側のターミナルアダプタにインターネット回線等の設定し、セキュリティ保護を実施する。
・事務所側のターミナルアダプタにインターネット回線等の設定を行い、セキュリティ保護を実施する。
・本機能を設定する際は、ＩＤ、パスワードにて認証を実施し、セキュリティを考慮することとする。

②警報メール（管理値）

管理値を超過した際に登録者（最大１０名）に警報メールを送信する機能を追加する。

・動的記録装置のデータベース機能に警報メール機能（管理値）を追加する。
・動的記録装置の基本情報プログラムに本機能の設定項目を追加する。
・本機能を設定する際は、ＩＤ、パスワードにて認証を実施し、セキュリティを考慮すること。

③警報メール（地震時）

震度４以上の地震が発生した際に登録者（最大１０名）に警報メールを送信する機能を追加する。

・動的記録装置のデータベース機能に警報メール機能（地震時）を追加する。
・動的記録装置の基本情報プログラムに本機能の設定項目を追加する。
・本機能を設定する際は、ＩＤ、パスワードにて認証を実施し、セキュリティを考慮すること。

２）現地調整費

①動作確認

・動作試験時は、既設機器の取扱いに当たっては十分注意する。
・追加機能を実装後、既存機能（静的／地震観測）に異常がないことを確認すること。
・警報メール（管理値）試験は、模擬的に管理値を超過し、登録者にメールが送信されることを確認する。
・警報メール（地震時）試験は、模擬的に地震発生状態とし、登録者にメールが送信されることを確認する。

②警報パトライト移設

・既設警報パトライトを制御室内の指定場所に移設する。（２０ｍ程度移動）

３）報告書・取扱説明書作成

・「紙」による報告書・取扱説明書1部、「電子媒体」1部提出とする。

（４）通信回線

本業務に必要な通信回線は、別途支給する。

・空港側立坑　制御室　：１回線（フレッツ光ネクスト回線）
・管理事務所　：１回線（フレッツ光ネクスト回線）
・メールアドレス　：１アドレス（警報メール送信用）
・ルーター　：２台（ＹＡＭＡＨＡ　ＮＶＲ５００）

注）プロバイダからの通信接続情報についても、資料提供する。
（設定マニュアルやＩＤ、パスワード、メールアドレス等）

（５）注意事項

１）動作試験時は、既設機器の取扱いに当たっては十分注意する。
２）実施日についてはあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。
３）支給される通信回線については､通信回線工事終了後､設定情報等の支給を受ける。
４）動的記録装置内に本機能を追加する際は、現状の監視機能に支障をきたさないように十分考慮すること。

（６）検査

本特記仕様書のとおり、実施されたことの確認をもって検査とする。

（７）その他

１）本特記仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。
２）本業務を遂行するうえで知り得た情報は、当局の許可なく他にこれを流用してはならない。

別紙―１　ブロック図

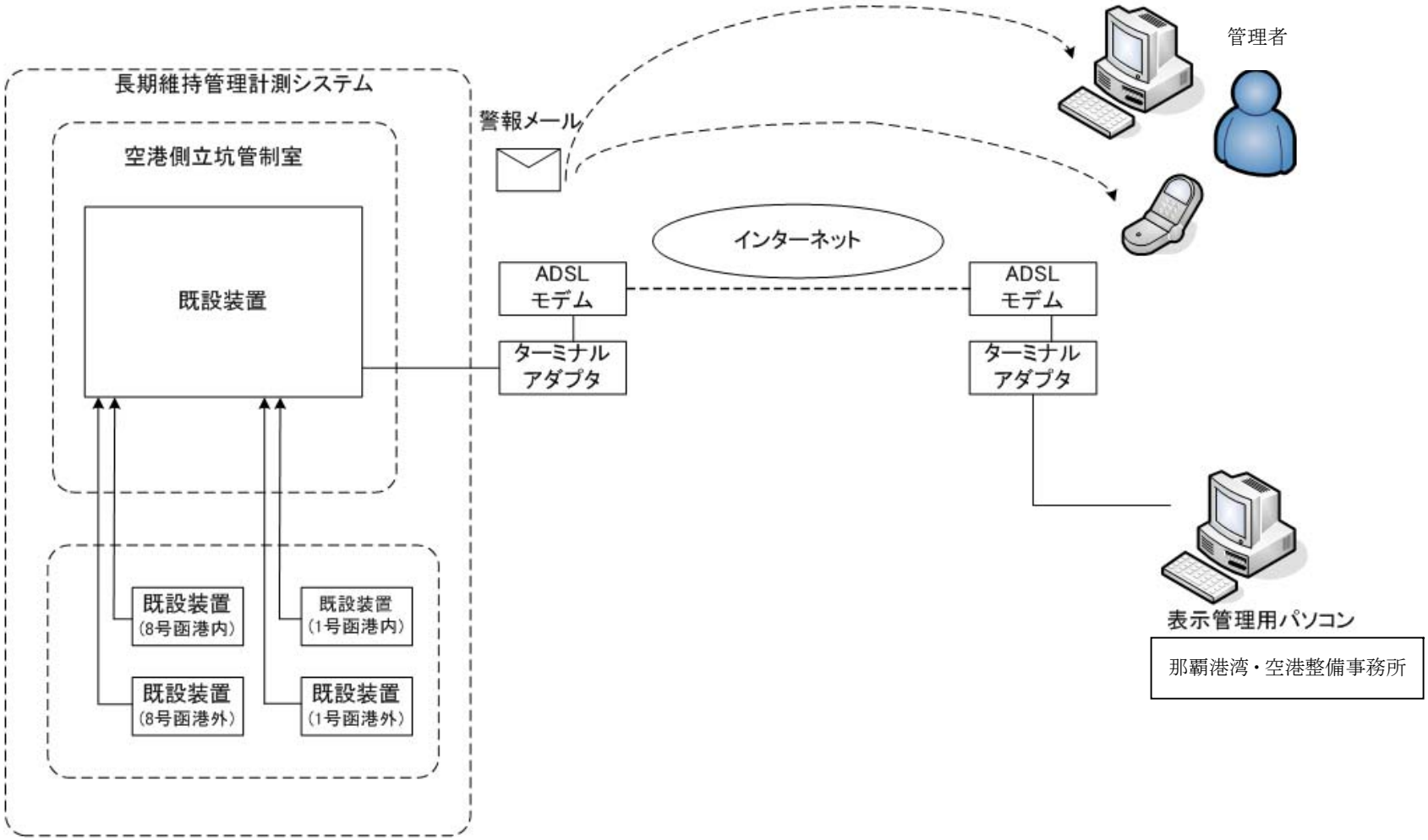
長期維持管理計測システム
空港側立坑管制室
既設装置
既設装置
(8号函港内)
既設装置
(1号函港内)
既設装置
(8号函港外)
既設装置
(1号函港外)
警報メール
ADSL
モデム
ターミナル
アダプタ
インターネット
ADSL
モデム
ターミナル
アダプタ
管理者
表示管理用パソコン
那覇港湾・空港整備事務所